

中央市移動通信用鉄塔等設置基準

平成 27 年 4 月 1 日：制定

令和 2 年 4 月 1 日：一部改正

令和 4 年 10 月 1 日：一部改正

● 目 的

中央市景観計画に定める景観形成基準では、移動通信用鉄塔等に関する基準を詳細に示していないため、行政指導の一貫性に乏しく、事業者の不利益を与えてしまう場合や、事業者が行政指導に応じることが難しい場合が見受けられます。

このため、移動通信用鉄塔等の審査基準を明確にし、基準を公開することで事業者による移動通信用鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

● 事前協議

中央市景観条例においては、高さが 20m 又は築造面積が 1,000 m²以上の工作物は届出の 30 日前までに事前協議をおこなうものと規定されています。円滑な景観行政推進のため、移動通信事業者におかれましては事前協議の実施をお願いします。

● 景観形成上重要な地域

本基準中の「景観形成上重要な地域」とは、

- ◆ 閑静な住宅地や観光地、歴史・文化的な景観資源の周辺
- ◆ 中央市景観条例に基づき指定した「景観形成重点地区」とします。

◆位 置

●道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。

- 1) 主要な道路(国道、主要地方道、都市計画道路)及び鉄道にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◎鉄塔式の場合

$$L \geq H$$

L：道路から移動通信用鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信用鉄塔等の高さ (m)

◎鋼管柱及びコンクリート柱の場合 (スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L：道路から移動通信用鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信用鉄塔等の高さ (m)

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Lは、道路の端部(側溝等の外側)から鉄塔等の外面までの距離とする。

- 2) 一般県道及び一般市道(農道含む)にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◎鉄塔式の場合

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L：道路から移動通信用鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信用鉄塔等の高さ (m)

◎鋼管柱及びコンクリート柱の場合 (スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{4}$$

L：道路から移動通信用鉄塔等までの距離 (m)

H：移動通信用鉄塔等の高さ (m)

●既存の樹木がある場合には、自然の美しさを損なわないよう配慮すること。

- 1) 既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すことにより、樹木による自然な遮へい効果により、鉄塔や機器、フェンス等をできるだけ見えないようにすること。

◆形態意匠

- 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

1) 高 さ

- ◎原則として高さは30m以下とし、必要最小限の高さとすること。（避雷針は除く）
- ◎景観形成上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔等は出来る限り避け、小規模な鉄塔等による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。
- ◎建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。（※建物等を含め30m以下とする）

【注意】30mを超える鉄塔等は景観への影響が非常に大きいため、原則として認めませんが、やむを得ない理由がある場合には、必要性を確認するために、事前協議において電波エリア図及び理由書の提出を求めます。

2) 形 状

- ◎形状は、鋼管柱及びコンクリート柱もしくはスリム鉄塔式を標準とする。
なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ景観に問題が生じない場合とする。
ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

3) 共同化

- ◎同じ地点から複数の鉄塔等が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。
- ◎事前協議又は行為の届出までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。
なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後3年間は周辺(半径500m)に新たな移動通信用鉄塔等の建設を認めないものとする。
- ◎共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔等の規模や強度を考慮する必要があることから、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

◆色 彩

- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

1) 鉄塔等の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

◎鉄塔(アンクル鉄塔)

- ・亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶) ----- 背景が森林の場合又は景観形成上重要な地域や場所

◎鋼管柱

- ・亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶) ----- 背景が森林の場合又は景観形成上重要な地域や場所

◎コンクリート柱

- ・コンクリート色 (N7)
- ・こげ茶(※) ----- 背景が森林の場合又は景観形成上重要な地域や場所

2) 設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

◎設備機器類は、鉄塔等の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔等が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

- ・鉄塔等が亜鉛メッキ(リン酸処理)、コンクリート色の場合-----低明度灰色(N5程度)
- ・鉄塔等が塗装(※こげ茶)の場合-----こげ茶(※)

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

3) フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

◎色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶(ダークブラウン)を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※こげ茶は 10YR 2/1程度で、つや消しのものを標準とする。

◆緑 化

- 敷地内においては、緑化に努めるとともに、敷地の境界を囲う場合には、生垣等の植栽にも努めること。
- 工作物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に努めること。
 - ◎景観形成上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生垣の設置等により積極的に敷地内の緑化を行うこと。
 - ◎設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生垣の設置等を行うこと。
 - ◎生垣は、出来る限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であっても出来る限りフェンスに近い場所へ植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。
 - ◎緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

◆その他

- 優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、景観形成上これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。
 - ◎稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。
 - ◎稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮するものとする。
 - ◎景観形成上重要な地域では、主要な視点場から見て鉄塔等が稜線を乱す位置及び高さとなる鉄塔等の建設は認めないものとする。
- 神社、寺院、遺跡等の歴史文化的な景観資源の近傍にあつては、景観形成上これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
 - ◎歴史文化的な景観資源への主要な視点場において、当該歴史文化的な景観資源と鉄塔等が重ならないこと。
 - ◎歴史文化的な景観資源及びその周辺との景観の調和により、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
- 近隣住民等に対し、事業計画等を説明すること。
 - ◎建設計画を進めるにあたっては、事前に近隣住民や土地所有者、自治会等に対し十分な説明を行うこと。
 - ◎説明の範囲は鉄塔等の高さの2倍の範囲を基準とするが、近隣住民や自治会等とのトラブルが生じないよう範囲を設定すること。
 - ◎説明の手法は説明会、個別説明、回覧板等、十分な説明が可能な方法を検討すること。
 - ◎建物等の屋上に設置する場合や既存の鉄塔等を改築する場合においては、既存の高さを超過する場合に説明を行うこと。

◆事前協議（届出）で必要な書類

	種 類	縮尺又は様式	明記すべき事項
1	案内図	1/25,000 程度	・ 方位 ・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色） ・ 行為の位置
2	位置図	1/2,500 程度	・ 方位 ・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色） ・ 行為の位置
3	現況平面図	1/200 程度	・ 方位 ・ 敷地求積図及び求積表
4	配置図	1/200 程度	・ 方位 ・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色） ・ 行為の位置（鉄塔） ・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高
5	立面図	1/200 程度	・ 材料 ・ 色彩（マンセル値、色見本表等で表示） ・ 寸法
6	植栽配置図	1/200 程度	・ 配置図に表示できる場合は不要
7	設備配置図	1/200 程度	・ 配置図に表示できる場合は不要
8	外構図	1/200 程度	・ 配置図に表示できる場合は不要
9	設計図	必要に応じて	
10	電波エリア図 （鉄塔が 30m を超える場合）	任意	・ 方位 ・ 道路、鉄道 ・ 行為の位置 ・ 現在カバーされているエリア（任意に着色） ・ 30mで設置した場合のエリア線（青色） ・ 申請する鉄塔を設置した場合のエリア線（赤色）
11	現況写真	サービス版程度 （A4 用紙貼付 又は印刷）	・ 設置位置周辺の写真 ・ 当該地域において主要な道路、鉄道又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明示したもの。（最低2方向以上は用意すること）
12	他社との共架 についての説明 資料等	任意	・ 既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書面。 ・ 今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書。
13	鉄塔が 30mを を超える場合の 理由及び景観 配慮事項の説明 書	任意	・ 必要性 ・ 周辺環境との調和などの配慮を説明する書面
14	近隣住民対応 説明書	任意	・ 鉄塔設置に伴い近隣住民等へ説明を実施した内容、手法、日時、説明範囲等を報告するもの。

※ 上記資料はそのまま届出に使用できます。

※ 事前協議の段階で、その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

※ 上記資料の全てが整わない時点でも、事前協議に応じることはできます。